

第五十九回 帝國議會
衆議院

抵當證券法案外九件委員會議錄(速)第七回

付託議案

抵當證券法案(政府提出)
不動產登記法中改正法律案(政府提出)
民事訴訟法中改正法律案(政府提出)
農工銀行法中改正法律案(政府提出)
拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)
北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)
無賒善銀行法中改正法律案(政府提出)
國北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)
改正法律案(政府提出)

昭和六年三月二日(月曜日)午前十時五
十九分開議

出席委員左ノ如シ

委員長

荒川 五郎君

出

不動產登記法中改正法律案(政府提
出)

抵當證券法案(政府提出)

民事訴訟法中改正法律案(政府提出)

競賣法中改正法律案(政府提出)

民事訴訟用印紙法中改正法律案(政府提出)

司法銀行法中改正法律案(政府提出)

拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)

北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)

改正法律案(政府提出)

會議

司法書記官 森田豊次郎君

シテアリマス、併シ大分時間モ過ギマ
シタカラ、成ベク簡単ニ御願ヒ申シタ
イト思ヒマス、政府委員ハ大藏政務

次官ハ只今出席ニナリマシタガ、貴族
院ノ方デ呼ビニ參リマシテ、其方ニ今
行ツテ不在デアリマス、併シ大久保銀
行局長ガ御出席デアリマス、ソレカラ
司法ノ方ハ川崎政務次官ガ出席デアリ
マス、ソレカラ長島局長ガ常ニ應酬ニ
當ラレタノデアリマスガ、昨日來風邪
デ發熱致シマシテ、今日ハ休養デ出院

ミル新シイ法律デアリマスルカラシ
テ、成ベク慎重ニ慎重ヲ重ネテ出來ル
ダケ研究ヲシタイ、斯ウ云フ趣意ニ於
キマシテ、質問應答致シテ居ル次第デ
アリマス、併ナガラ委員長ハ只今成ベ
ク早ク之ヲ完結スル、勿論吾々モ其點
ニ付テハ同感デアリマスルケレドモ、
新シイ試デアリマスルカラ、質疑ノア
リマスル所ハ、十分ニ一ツ御許シテ願

ヒタイ、既ニ本日決定シテ、明日ハ本

農工銀行法中改正法律案(政府提出)
北海道拓殖銀行法中改正法律案(政
府提出)

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

ノ通り、最初ノ試ミデ又重要ナ法案デ
アリマスカラ、十分ニ審議シテ諒解シ
テ居リマスシ、満場委員諸君モ亦真摯
熱心ニ之ヲ審議シテ下サッタコトハ、前
六回ニ亘ツテノ會議ノ模様ニ於テモ、
深ク委員長トシテモ感謝シテ居ルノ
デアリマス、尙ホ質疑残リモアルカト
云フヤウナコトハ致シマセヌ積リデア
リマス、唯併シ成ベク進行スル積リデ
御審議ヲ願ヒマス

者即チ土地所有者ニ於テハ何等益スル所ガナイノデアリマスカラ、之ヲ緩和スル意味ニ於キマシテ——私ハ獨逸、瑞西ニ於ケル外國ノ例ノ抵當證券ノ條文ヲ讀ンデ見マスルト、此瑞西、獨逸、ケレドモ、但シ債務者及土地所有者ノ大體ニ於テ抵當證券ハ土地所有者ニ同意アルトキハ債權者、又ハ其代理人ニ之ヲ交付スルコトガ出來ル、即チ土地所有者竝債權者兩者ニ對シテ此證券ト云フモノハ交付サレルト云フコトニナッテ居ルノデアリマスガ、今私ノ申上ゲマシタ債務者ガ長期ニシテ低利害關係者ノ資金ヲ借替スルト云フ便宜ヲ得ル上ニ於キマシテハ、ドウシテモ此土地所有者ニ對シテモ債權者竝利害關係者ノ同意ノアツタ場合ニハ、之ヲ交付スルト云フコトデアルナラバ、最モ公平ノヤウニ考ヘルノデアリマスルガ、此點ニ對シテ大藏當局、竝司法當局ハドウニフ風ニ御考ニナッテ居リマスカ、先づ此點ヲモウ一遍確メテ置キタイト思ヒマス

制上ノ建前ニ付キマシテハ、大分長イ
間研究ヲ致シテ見マシタガ、各國ノ例
ノ中ニ付キマシテモ、今御舉ゲニナリ
マシタヤウナ點ハ、割合ニ直接ノ御參
考ニナルカト思ツテ御手許ニ差上ゲマ
シタ次第デアリマスガ、色々調べテ見
マスト、中々是ハ法制上色々難問ガアマ
リマスシ、吾々ノ方デハ今仰セノヤウ
ナ例ハ、ドウシテモ採り悪イ、現在ノ
日本ノ法制ニ大體ニ於テ手取早ク採用
シ得ル點ヲ究メマシテ、此案ガ出來タ
ノデアリマス、更ニ仰セノヤウナ根本
的ノ問題ニナリマスト、今ノトコロド
ウモ現在ノ法制デハ、非常ニ困難デアル
ト云フヤウナ趣旨カラ、ソコマデハ
考ヘナカッタ次第デアリマス

ニシテ安イ金ニ借換ヘスル機會ヲ與ヘ
ヤウナ御話デアリマスケレドモ、是ハ
ハ寃ニ缺ケテ居ルト思フ、今大久保サ
ンノ御答辯ハ法制上困難デアルト云フ
濟ヲ立タル上ニ於キマシテ、先づ第一
ニ土地ノ所有者及債權者、此兩方面ヲ
保護スル上ニ於キマシテ、土地所有者
ガ借換ヘスル便宜ノ上ニ於テ抵當證券
ノ發行ヲスルト云フコトハ、都合ガ好
イト云フコトデアリマスナラバ、其
趣意ニ於テ案ヲ御立テニナルノガ當然
デヤナイカト私ハ思フ、此點ヲモウ一
遍伺フテ置キタイ、法制上困難ト云フ
ノハ、ソレハアナタ方ノ御都合デアッ
テ、吾々ノ主張スル所謂土地ノ所有者、
債權者ト云フ兩方面カラ觀察シテ、案
ノ立テ變ヘラシテ費ヒタイ

大藏省關係者ガ長イ間審議ヲ致シタ次第デアリマス、無論吾々ノ方ノ都合ト云フ意味合ハ、吾々名案ヲ考ヘルニ於テ頗ル不十分ダト云フ點ニ於テハドウモ已ムヲ得マセヌケレドモ、吾々出來ルダケ能ク研究ヲ致シマシタ、仰ヒノ趣旨ハ出來ルダケ此不動産ノ利用ヲ圓滑ニシテ行キタイト云フ御趣旨ニ於テハ御尤モナコトデアリマス、斯ウ云フ風ナ案ハドノ程度迄ウマイ案ヲ出セルカト云フコトニ付テハ、及バズナガラ關係者ニ於テ非常ニ練リニ練ッテ注意ヲシマシタ次第デアリマスガ、如何ニシテモ法制上ノ立前ハ中々難儀デアリマシテ、今日ノ所迄行キマスニモ、相當研究致シタ次第デアリマス、今仰セノヤウニ根本的ノ案ニ付キマシテハ、法制上ノ立前ガ餘程難儀ニナリマスカラ、只今ノ所登記制度、銀行制度ノ根本ニ付テハ、獨逸及瑞西ト必シモ同一デナイモノヲ、ソコ迄進ンデ同一ニシテ行クト云フ程ニハ、マダ考ヘテ居ラヌ次第デアリマス、現在ノ法制上如何ニ不動産金融ガウマク行ハレテ行クカ、ソレニ付テハ此程度ノ改正ヲヤラウト云フコトニ結局ナリマシタ次第デアリマス、只今御言葉ノ中ニ債権者ト債務者ヲ、出來ルダケ便宜ニシテ行カフト云フヤウナ御趣旨デアリマシタガ、ソレハ吾々モサウ致シタイト思ヒ

マスガ、今日ノ法制ニ付テハ債権者バカリノ便利デアルデ、債務者ニ便利デテ頗ル不十分ダト云フ點ニ於テハドウモ已ムヲ得マセヌケレドモ、吾々出來ルダケ能ク研究ヲ致シマシタ、仰ヒノ趣旨ハ出來ルダケ此不動産ノ利用ヲ圓滑ニシテ行キタイト云フ御趣旨ニ於テハ御尤モナコトデアリマス、斯ウ云フ風ナ案ハドノ程度迄ウマイ案ヲ出セルカト云フコトニ付テハ、及バズナガラ關係者ニ於テ非常ニ練リニ練ッテ注意ヲシマシタ次第デアリマスガ、如何ニシテモ法制上ノ立前ハ中々難儀デアリマシテ、今日ノ所迄行キマスニモ、相當研究致シタ次第デアリマス、今仰セノヤウニ根本的ノ案ニ付キマシテハ、法制上ノ立前ガ餘程難儀ニナリマスカラ、只今ノ所登記制度、銀行制度ノ根本ニ付テハ、獨逸及瑞西ト必シモ同一デナイモノヲ、ソコ迄進ンデ同一ニシテ行クト云フ程ニハ、マダ考ヘテ居ラヌ次第デアリマス、現在ノ法制上如何ニ不動産金融ガウマク行ハレテ行クカ、ソレニ付テハ此程度ノ改正ヲヤラウト云フコトニ結局ナリマシタ次第デアリマス、只今御言葉ノ中ニ債権者ト債務者ヲ、出來ルダケ便宜ニシテ行カフト云フヤウナ御趣旨デアリマシタガ、ソレハ吾々モサウ致シタイト思ヒ

マスガ、今日ノ法制ニ付テハ債権者バカリノ便利デアルデ、債務者ニ便利デテ頗ル不十分ダト云フ點ニ於テハドウモ已ムヲ得マセヌケレドモ、吾々出來ルダケ能ク研究ヲ致シマシタ、仰ヒノ趣旨ハ御尤モナコトデアリマス、斯ウ云フ風ナ案ハドノ程度迄ウマイ案ヲ出セルカト云フコトニ付テハ、及バズナガラ關係者ニ於テ非常ニ練リニ練ッテ注意ヲシマシタ次第デアリマスガ、如何ニシテモ法制上ノ立前ハ中々難儀デアリマシテ、今日ノ所迄行キマスニモ、相當研究致シタ次第デアリマス、今仰セノヤウニ根本的ノ案ニ付キマシテハ、法制上ノ立前ガ餘程難儀ニナリマスカラ、只今ノ所登記制度、銀行制度ノ根本ニ付テハ、獨逸及瑞西ト必シモ同一デナイモノヲ、ソコ迄進ンデ同一ニシテ行クト云フ程ニハ、マダ考ヘテ居ラヌ次第デアリマス、現在ノ法制上如何ニ不動産金融ガウマク行ハレテ行クカ、ソレニ付テハ此程度ノ改正ヲヤラウト云フコトニ結局ナリマシタ次第デアリマス、只今御言葉ノ中ニ債権者ト債務者ヲ、出來ルダケ便宜ニシテ行カフト云フヤウナ御趣旨デアリマシタガ、ソレハ吾々モサウ致シタイト思ヒ

マスガ、今日ノ法制ニ付テハ債権者バカリノ便利デアルデ、債務者ニ便利デテ頗ル不十分ダト云フ點ニ於テハドウモ已ムヲ得マセヌケレドモ、吾々出來ルダケ能ク研究ヲ致シマシタ、仰ヒノ趣旨ハ御尤モナコトデアリマス、斯ウ云フ風ナ案ハドノ程度迄ウマイ案ヲ出セルカト云フコトニ付テハ、及バズナガラ關係者ニ於テ非常ニ練リニ練ッテ注意ヲシマシタ次第デアリマスガ、如何ニシテモ法制上ノ立前ハ中々難儀デアリマシテ、今日ノ所迄行キマスニモ、相當研究致シタ次第デアリマス、今仰セノヤウニ根本的ノ案ニ付キマシテハ、法制上ノ立前ガ餘程難儀ニナリマスカラ、只今ノ所登記制度、銀行制度ノ根本ニ付テハ、獨逸及瑞西ト必シモ同一デナイモノヲ、ソコ迄進ンデ同一ニシテ行クト云フ程ニハ、マダ考ヘテ居ラヌ次第デアリマス、現在ノ法制上如何ニ不動産金融ガウマク行ハレテ行クカ、ソレニ付テハ此程度ノ改正ヲヤラウト云フコトニ結局ナリマシタ次第デアリマス、只今御言葉ノ中ニ債権者ト債務者ヲ、出來ルダケ便宜ニシテ行カフト云フヤウナ御趣旨デアリマシタガ、ソレハ吾々モサウ致シタイト思ヒ

マスガ、今日ノ法制ニ付テハ債権者バカリノ便利デアルデ、債務者ニ便利デテ頗ル不十分ダト云フ點ニ於テハドウモ已ムヲ得マセヌケレドモ、吾々出來ルダケ能ク研究ヲ致シマシタ、仰ヒノ趣旨ハ御尤モナコトデアリマス、斯ウ云フ風ナ案ハドノ程度迄ウマイ案ヲ出セルカト云フコトニ付テハ、及バズナガラ關係者ニ於テ非常ニ練リニ練ッテ注意ヲシマシタ次第デアリマスガ、如何ニシテモ法制上ノ立前ハ中々難儀デアリマシテ、今日ノ所迄行キマスニモ、相當研究致シタ次第デアリマス、今仰セノヤウニ根本的ノ案ニ付キマシテハ、法制上ノ立前ガ餘程難儀ニナリマスカラ、只今ノ所登記制度、銀行制度ノ根本ニ付テハ、獨逸及瑞西ト必シモ同一デナイモノヲ、ソコ迄進ンデ同一ニシテ行クト云フ程ニハ、マダ考ヘテ居ラヌ次第デアリマス、現在ノ法制上如何ニ不動産金融ガウマク行ハレテ行クカ、ソレニ付テハ此程度ノ改正ヲヤラウト云フコトニ結局ナリマシタ次第デアリマス、只今御言葉ノ中ニ債権者ト債務者ヲ、出來ルダケ便宜ニシテ行カフト云フヤウナ御趣旨デアリマシタガ、ソレハ吾々モサウ致シタイト思ヒ

既ニ債権債務ガアリマシテ、債権者ト云フモノガ茲ニアリマシテ、抵當權ガ設定サレテ居リマスカラ、此抵當權ニ付テ證券ヲ出スヤウニスルノニハ必

ズ債権者ノ申請ニ依ツテ、債権者ニ渡サケレバナラナイコトニナルノデアリマス

○板谷委員 ドウモ分ラヌ、甚ダ失禮ナ申分デアルケレドモ、私ノ質問ノ要點ニ觸レテ居ラヌト思フ、ナゼ其所有者ニ出スコトニ付テ不都合デアルカ、

ドウ云フ缺陷ガアルカ、之ニ付テ私ハ御尋シテ居ルノデアル、要スルニ現在ノ債務者ヲ保護スル長期ノ低利資金ニ借換ヲスルト云フコトニ付テ、債務者即チ土地所有者ヲ保護スル上ニ於テ、私ハヤハリ所有者ニ對シテモ發行スルノガ當然デハナイカト思フ、獨逸ハ私ハ唯例ヲ申上ゲタニ過ギナイ、獨逸ニ

ニナツテ居ルケレドモ、場合ニ依ツテハ債権者ニ出スコトモ出來ルト云フ兩方面ニナツテ居ル、デアルカラ日本ニ於キマシテモ、原則トシテ、土地所有者ニハ發行スル、又場合ニ依ツテハ債権者ニ發行スルト云フ兩方面ノ取扱ニシテ宜イ譯デアル、然ルニ土地所有者ニ對シテ出スコトガ出來ナイト云フコトニ付テノ御答辯ハ、私一向ニ要領ヲ得ナイノデアリマスガ、司法次官モ

御イデニナリマスガ、司法次官ハドウツテ居リマシタガ、獨逸ノ法制ト、日本ノ民法等ノ建前ガキマッテ居ル、建前ガキマッテ居ル爲ニ、此抵當法ダケヲ特ニ獨逸ノ法制ノヤウニヤレナイト云

フコトガ、今説明員ノ申上ゲテ居ル點デアル、私ハ此質問ノ御趣旨ヲ途中カラ承ツタノデ、能ク分ラヌノデアリマスガ、是ハ専門的ノコトデアリマスカラ、此専門的ノ問題ハ森田君ガ此法ヲ専門的ニ起案ヲシタ一人、デアリマスカラ、細カイコトハ私ヨリ森田君ニ御問ニナル方ガ、御分リニナル譯デアリマス、勿論其責任ハ私ガ負ヒマスガ、細カイ法制ノコトニ付テハ、私ヨリモ専門ノ森田君ノ説明ヲ御聽キ下サルコトニ御願ヒシタイト思ヒマス

○板谷委員 司法次官ガ御分リニナラスナラバ、クドイヤウデアリマスガ、又之ヲ重ネテ申上ゲナケレバナラヌ、吾々ガ本案ヲ修正シナケレバナラヌ重

立場ハ段々低利ニ借換ガ出來マスケレ、此専門的ノ問題ハ森田君ガ此法ヲ個人カラ借リタ一割二分ノ利子ヲ拂フドモ、債務者側ニ於テハ依然トシテ、

ス、勿論其責任ハ私ガ負ヒマスガ、細カイ法制ノコトニ付テハ、私ヨリモ専門ノ森田君ノ説明ヲ御聽キ下サルコトニ御願ヒシタイト思ヒマス

○板谷委員 司法次官ガ御分リニナラスナラバ、クドイヤウデアリマスガ、又之ヲ重ネテ申上ゲナケレバナラヌ、ウ云フ意味ニ於テ質問ヲシテ居ルノデアリマス、所ガ獨逸ノ例ハ成程、獨逸

ノモトハッキリ質問應答ヲ御許シ願點ハコ、ニアルノデアリマスカラ、之ハ或ハ債権者、所有者ニ發行シテ居ルノデアリマス、所ガ獨逸ノ法律ガサウナッテ

トデアル、此趣意カラ申シマスナラバ、例ヘバ從來土地所有者ガ、個人カラ割二分ノ利子ヲ拂フ、ソレヲ更ニ

ラ一割二分デ借リテ居ツタ、ソレヲ更ニ

思ヒマス、第一點ノ方ハ、大藏省ノ政

府委員カラ答辯セラレタト思ヒマスケラ、此専門的ノ問題ハ森田君ガ此法ヲ専門的ニ起案ヲシタ一人、デアリマスカラ、細カイコトハ私ヨリ森田君ニ御問ニナル方ガ、御分リニナル譯デアリマス、勿論其責任ハ私ガ負ヒマスガ、細カイ法制ノコトニ付テハ、私ヨリモ専門ノ森田君ノ説明ヲ御聽キ下サルコトニ御願ヒシタイト思ヒマス

○板谷委員 司法次官ガ御分リニナラスナラバ、クドイヤウデアリマスガ、又之ヲ重ネテ申上ゲナケレバナラヌ、ウ云フ意味ニ於テ質問ヲシテ居ルノデアリマス、所ガ獨逸ノ例ハ成程、獨逸ノモトハッキリ質問應答ヲ御許シ願

者ニ於テモ申請スルコトガ出來ル、是

者ニ於テモ申請スルコトガ出來ル、是ガ最モ公平ナヤリ方デハナイカト、斯

ニ付テ、ドウ云フ不便ガアリ、ドウ云フ不都合ガアルノデアルカ、ソレヲ私ハ伺ツテ居ルノデアリマス

○川崎政府委員 私今ノ質問應答ヲ承御考ニナリマスカ

○川崎政府委員 私今ノ質問應答ヲ承御考ニナリマスカ

トデアル、此趣意カラ申シマスナラバ、例ヘバ從來土地所有者ガ、個人カラ割二分ノ利子ヲ拂フ、ソレヲ更ニ

ラ一割二分デ借リテ居ツタ、ソレヲ更ニ

思ヒマス、第一點ノ方ハ、大藏省ノ政

府委員カラ答辯セラレタト思ヒマスケラ、此専門的ノ問題ハ森田君ガ此法ヲ専門的ニ起案ヲシタ一人、デアリマスカラ、細カイコトハ私ヨリ森田君ニ御問ニナル方ガ、御分リニナル譯デアリマス、勿論其責任ハ私ガ負ヒマスガ、細カイ法制ノコトニ付テハ、私ヨリモ専門ノ森田君ノ説明ヲ御聽キ下サルコトニ御願ヒシタイト思ヒマス

ニ於ケル重大ナ問題ハ、舊債ガ短期デ

アッテ高利デアル、之ヲ如何ニシテ長

シテ私カラ御答辯申上グマス、只今ノ

御質問ノ御趣意ハ二點ニ分レテ居ルト

思ヒマス、第一點ノ方ハ、大藏省ノ政

府委員カラ答辯セラレタト思ヒマスケラ、此専門的ノ問題ハ森田君ガ此法ヲ専門的ニ起案ヲシタ一人、デアリマスカラ、細カイコトハ私ヨリ森田君ニ御問ニナル方ガ、御分リニナル譯デアリマス、勿論其責任ハ私ガ負ヒマスガ、細カイ法制ノコトニ付テハ、私ヨリモ専門ノ森田君ノ説明ヲ御聽キ下サルコトニ御願ヒシタイト思ヒマス

○板谷委員 司法次官ガ御分リニナラスナラバ、クドイヤウデアリマスガ、又之ヲ重ネテ申上ゲナケレバナラヌ、ウ云フ意味ニ於テ質問ヲシテ居ルノデアリマス、所ガ獨逸ノ例ハ成程、獨逸

ノモトハッキリ質問應答ヲ御許シ願

者ニ於テモ申請スルコトガ出來ル、是

ガ最モ公平ナヤリ方デハナイカト、斯

吾々ガ本案ヲ修正シナケレバナラヌ重

アリマス、所ガ獨逸ノ例ハ成程、獨逸

ノ借リタ、斯ウ云フ場合ガアルトスル

モノガ發行セラレタコトニ依ツテ、金融

ガ圓滑ニナッテ、サウシテ今迄固定シ

テ居ツタ不動產金融ガ、證券化セラレ

ルコトニ依ツテ融通ガ滑カニナル結果、

債權者ハ安イ金利ノ金ヲ借リルコトガ

出来ルノデアリマスカラ、其結論カラ
遡ツテ、ヤハリ債務者ニ對シテモ今度
ハ金利ヲ負ケル場合モ私ハ出來テ來ル
ダラウト思ヒマス、サウ云フ場合ガ生
ジテ來ルコトガ、此抵當證券ノ趣意ヂ
ヤナイカト思ヒマス、今迄ナラバ抵當
權ハ固定シテシマツテ、融通ノ途ガナイ
カラ、ソレハ高イ金利デナケレバ仕方
ガナカツタノガ、今度ハ安イ金利デ輒轉
シテ行ク結果ハ、遡ツテヤハリ債務者
ノ利益ニナルヤウナ方法モ私ハ付クダ
ラウト思ヒマス、ソコガ此證券發行ノ
狙イ所デヤナイカト思ヒマス

ソレカラ第二ノ御問ノ御趣旨ハ土地
所有者ニ對シテハ、私ハ獨逸ノ民法ハ
能ク承知シマセヌガ、今ノ説明ニ依ッ
テモ建前ガ違フノデアル、ト云フノハ
日本ノ行キ方ハ豫メ抵當權ヲ設定スル
前ニ、債權債務ノ關係ガ明カニナツテ
居ツテ、サウシテ抵當權ヲ設定スル、
サウスルト、今度ハ抵當權ヲ設定シタ
結果、債權者ニ抵當權ヲ設定シタ證書
ガ渡サレル、斯ウ云フコトニナツテ居
ツテ、土地所有者ノ方ニハ渡サナイヤ
ウニナツテ居ルカラ、其處ノ點ハ建前
ノヤウニハ行カナイト云フノガ、説明
テ特ニ便利ナ法制ノ布カレテ居ル獨逸
ス、ソレハドウ云フ風ニスレバ土地所

研究不^便ニ^{ヤリ}トハ^ガ○板^{研究}コトモ、云フ機會^{イトシテ}ラ、^ス○植^{研究ニ}アリ^ラ、^ス○^原○^信○^緒トヲ^{ニ於}トヲ^ヲ

即チ
法制ガ
スベ
不利益
方ガ
ドウ
私ニ
其趣
谷委
エシテ
ニア
デア
債務
意味
ニラ
與
私ハ
思ヒ
御發
ナッテ
モセ
二郎
元川委
員會
疑ヲ
バテモ
ジテ

債務出來キコ
ガアイケ云フ
ハ今意デ
員見ナ
リマ者モ
ニ於ヘル
マス言ニ
長ノノ御答
員長ノ
一寸
ノ御答
、議
君ニ
許シ
御諒

者ノ爲ルトニトデ、ハルカニナイト。アラニ風ニ直グケレ、スレ、或ルケテ、何テ、云ト云カラガ、ナル止メ。言辯ヲ御許之君也。マヌ論スメル解ヲ

仕組處ニ一ツ制ノ、ソ「フコ」セヌウモ云フシテルトアラスカ見タマニヘルタマニアラ御研心ヒマ關聯スカ

タイン先事ヲ申ナ質例ニアラ法制ノ利カラ出産抵無ヲト云、トナ法律ニナ題ガノミルコノリマヘ持其便承知モ

ト思
ハ、
問デ
出シ
ウト
ノ建
益ノ
不動
コト
當品
ハ、
問ハ
起ツ
ハ、
ノツ
之
ガ之
スレ
ラバ
ハ、
品
ハ、
トモ
利ハ
借リ
テ一
モト
加シ
シテ
金ヲ

ヒマラ同債務債務ルコ
アツタダ、サルコ
前ニタダ
アルアル
ガ産ガモ、ナ
ズ、ニアニア
トナニアニア
ノ不ニアニア
ハニアニア
はニアニア
スルコスル
抵當居リテ
アブ來テ
居リテ
アルアル
アルアル
メテ
メテ

ス
來ナ
僚板
者ニ
トヲ
ケデ
アノデ
ウ云
依リ
コト
證券
品ダ
ルニ
マスカ
ル、サ
コト
之モ
ラバ
動產
債權
券化
一
場
ルヨ
トガ
マス
シイ
テ來

吳金が御返世ノ債務ヲ返シテモウタラレガモ、カラヲハド取ツダケシ譲テルヲレテニニノルセウラフ持ツトニ化サ

ノアッタ
返シナ
ノ中ニ
務者ガ
ヘル間
ノ持ツ
ノ場合
スカラ
出来
ノノ證
トニテ
ノルカ
居ル
ニトニ
ニナッ
ノレテ
テ居
ムヘバ
ノ、債
ヘ」其
テ居
ノ、持
債務

宜シ
信リテ
ト云
ルコ
惟者ノ
ヲ發
テ返
キナ
我國
コト
者ガ
合モ
券カ
當物
同ジ
トシ
承知
、全
マス
事實
マス
ハド
ウ云
ノハ
ヘバ
合ニ
額ニ

其損益の如何を建前と云ふ提携する事に付テ、専門的ノマスノニナシ。ア債権の債権値、ア債券の債券値が、全部ヨリマサル場合、行スルノツツノ持ツム。

故人不以爲子也。子所以爲子者，以其所爲事，與其子所爲事，不同也。

ドレダケアルカト云へバ、其物權「マ
イナス」證券ト云フコトニナリマス、
勿論其證券ハ不動產全體ニ對スル證券
デアルコトハ明カデアリマス、ソレヲ
債務者ノ申請ニ依ツテ發行スルコトニ
スレバ、極メテ兩者ノ便宜ニナルヂヤ
ナイカ、此問題ヲ御研究爲スッタカ、爲
サラナケレバ爲サラナイデ宜シイ、若
シ爲スッタスレバ、故障ガドウ云フ所
ニアッテ、是ガ出來ナカッタカ、爲サラ
ナカッタモノトスルナラバ、之ヲスル方
ガ兩者ノ爲ニ便宜デヤナイカ、又一般
ニ對シテ、債權者金融業者バカリノ保
護ダト云ハレルコトモナク、サウスレ
バ實際ノ、真ニ不動產ヲ證券化スルヤ
ウナ意味ニモナルカラ、是ハ如何デア
リマスカ、決シテ政府ヲ非難攻擊スル
譯デハナク、私共ハ事ノ眞相ヲ質シ
テ、行ケルカ行ケナイカ行ケルナラバ
此途ヲ開イタラ宜イト思フ、此點ニ付
ト思フ

○篠原委員 前回ニ私ハ大體ノ質問
ヲ「システム」ノ上カラシタノデアリ
マスケレドモ、私共ハ遠慮シタラ宜イ
ダラウト云フコトデアッタカラ遠慮シ
タノデスガ、其點ハ日本ノ抵當權ノ根
本ノ考ヲ變ヘルノガ宜イカ、惡イカト
云フコトハ、司法省ノ法制ノ立場カ
ラ、抵當權ノ成立ノ登記ヲスルガ宜イ

カドウカト云フ、從タル觀念ヲ變ヘタ
ラドウカト云フ、其處マデ法制上行ク
事柄ガ債務者ノ利ニナル、低利金融ガ
債務者ノ申請ニ依ツテ發行スルコトニ
スレバ、極メテ兩者ノ便宜ニナルヂヤ
ナイカ、此問題ヲ御研究爲スッタカ、爲
サラナケレバ爲サラナイデ宜シイ、若
シ爲スッタスレバ、故障ガドウ云フ所
ニアッテ、是ガ出來ナカッタカ、爲サラ
ナカッタモノトスルナラバ、之ヲスル方
ガ兩者ノ爲ニ便宜デヤナイカ、又一般
ニ對シテ、債權者金融業者バカリノ保
護ダト云ハレルコトモナク、サウスレ
バ實際ノ、真ニ不動產ヲ證券化スルヤ
ウナ意味ニモナルカラ、是ハ如何デア
リマスカ、決シテ政府ヲ非難攻擊スル
譯デハナク、私共ハ事ノ眞相ヲ質シ
テ、行ケルカ行ケナイカ行ケルナラバ
此途ヲ開イタラ宜イト思フ、此點ニ付
ト思フ

カドウカト云フ、從タル觀念ヲ變ヘタ
ラドウカト云フ、其處マデ法制上行ク
事柄ガ債務者ノ利ニナル、低利金融ガ
債務者ノ申請ニ依ツテ發行スルコトニ
スレバ、極メテ兩者ノ便宜ニナルヂヤ
ナイカ、此問題ヲ御研究爲スッタカ、爲
サラナケレバ爲サラナイデ宜シイ、若
シ爲スッタスレバ、故障ガドウ云フ所
ニアッテ、是ガ出來ナカッタカ、爲サラ
ナカッタモノトスルナラバ、之ヲスル方
ガ兩者ノ爲ニ便宜デヤナイカ、又一般
ニ對シテ、債權者金融業者バカリノ保
護ダト云ハレルコトモナク、サウスレ
バ實際ノ、真ニ不動產ヲ證券化スルヤ
ウナ意味ニモナルカラ、是ハ如何デア
リマスカ、決シテ政府ヲ非難攻擊スル
譯デハナク、私共ハ事ノ眞相ヲ質シ
テ、行ケルカ行ケナイカ行ケルナラバ
此途ヲ開イタラ宜イト思フ、此點ニ付
ト思フ

カドウカト云フ、從タル觀念ヲ變ヘタ
ラドウカト云フ、其處マデ法制上行ク
事柄ガ債務者ノ利ニナル、低利金融ガ
債務者ノ申請ニ依ツテ發行スルコトニ
スレバ、極メテ兩者ノ便宜ニナルヂヤ
ナイカ、此問題ヲ御研究爲スッタカ、爲
サラナケレバ爲サラナイデ宜シイ、若
シ爲スッタスレバ、故障ガドウ云フ所
ニアッテ、是ガ出來ナカッタカ、爲サラ
ナカッタモノトスルナラバ、之ヲスル方
ガ兩者ノ爲ニ便宜デヤナイカ、又一般
ニ對シテ、債權者金融業者バカリノ保
護ダト云ハレルコトモナク、サウスレ
バ實際ノ、真ニ不動產ヲ證券化スルヤ
ウナ意味ニモナルカラ、是ハ如何デア
リマスカ、決シテ政府ヲ非難攻擊スル
譯デハナク、私共ハ事ノ眞相ヲ質シ
テ、行ケルカ行ケナイカ行ケルナラバ
此途ヲ開イタラ宜イト思フ、此點ニ付
ト思フ

カドウカト云フ、從タル觀念ヲ變ヘタ
ラドウカト云フ、其處マデ法制上行ク
事柄ガ債務者ノ利ニナル、低利金融ガ
債務者ノ申請ニ依ツテ發行スルコトニ
スレバ、極メテ兩者ノ便宜ニナルヂヤ
ナイカ、此問題ヲ御研究爲スッタカ、爲
サラナケレバ爲サラナイデ宜シイ、若
シ爲スッタスレバ、故障ガドウ云フ所
ニアッテ、是ガ出來ナカッタカ、爲サラ
ナカッタモノトスルナラバ、之ヲスル方
ガ兩者ノ爲ニ便宜デヤナイカ、又一般
ニ對シテ、債權者金融業者バカリノ保
護ダト云ハレルコトモナク、サウスレ
バ實際ノ、真ニ不動產ヲ證券化スルヤ
ウナ意味ニモナルカラ、是ハ如何デア
リマスカ、決シテ政府ヲ非難攻擊スル
譯デハナク、私共ハ事ノ眞相ヲ質シ
テ、行ケルカ行ケナイカ行ケルナラバ
此途ヲ開イタラ宜イト思フ、此點ニ付
ト思フ

土地ヲ表示スル證券、或ハ今ノ例カラ
言ヘバ、其表示シテ居ル證券カラ、負
擔シテ居ル所ノ債務額ヲ差引イタ残リ
ノヤウナモノヲ、何カノ形デ出シ得ル
ナラバ、非常ニ便利デアルト云フヤウ
ナ御話デアリマスガ、サウモ考ヘラレ
ナイコトハナイト思ヒマスケレドモ、
ヤハリ地券制度ト似タヤウナ精神ノヤ
ウニ推測致シマスガ、曾テハ地券制度
ト云フモノガ行ハレタ時代ガ勿論アリ
マスガ、今日ハ法制ノ建前ガ御承知ノ
通り、總テノ登記制度デ第三者ニ對抗
スルト云フコトニナツテ居リマスカラ、
根本ヲ動カサナケレバ其制度ハ中々ム
ヅカシイノデアリマス、隨テ吾々ノ所
デハサウ云フ風ナ所ハ只今考ヘテ居
ラスト云フコトヲ、從前度々申シテ置
イタ次第デアリマス、モウ一ツ此處ニ
残リマス場合ヲ、私共ノ頭デ想像致シ
マスト、債務者又ハ土地所有者、サウ
云フ風ナ方面ガ何時デモ利用ニ供シ得
ル爲ニ、ツノ抵當證券ミタヤウナモ
ノヲ捨ヘテ置イタラドウカ、ソレハ宣
イ實例デスキレドモ、諄ク法律的ニ申
シマスト、先般此處デ問題ガ出マシタ
ヤウニ、ソレハ外國ニモサウ云フ例ガ
アルト云フコトヲ申シマンシタガ、抵當
權ト云フモノヲ一つノ獨立シタル物權
ト想像致シマシテ、サウ云フ風ナモノ
ニ對シテ土地所有者、若クハ將來債務

者ニナラウト云フ人間ガサウ云フ風案ヲ頭ニ置キマシテ、其抵當權ヲ將來活用シタイト云フ趣旨ニ於テ、之ヲ以テ行ケバ、是モ一ツノ想像シ得ル案デアリマス、併ナガラ今日ノ日本ノ法制ハ擔保物權、要スルニ抵當權ト云フモノニ付キマシテ、從タル物權ト云フ規定以外ニ、今ノ便利ダト經濟上想像サレル法制ヲ認メテ居ラナイノデアリマス、必ラズ抵當權ノ存在ニハ、ソレニ主タル債權ガナケレバナラスノデアリマス、ソレデ想像的ノ債權ヲ將來ニ假設致シマシテ、ソレノ目標ニ此債權ノ抵當權ヲ設定シテ行クト云フコトハ、不可能デアリマス、ドウシテモ債權ト云フモノニ附隨スル一ツノ物權デアリマスカラ、債權無シニハ從タル物權ト云フモノハ存在ノ餘地ガナリ、隨テ其抵當權ト云フモノハドウシテモ債權ニ附隨シテ考ヘナケレバ出來マセズ、證券ト云フモノモ、其關係カラ起ツテ來マスカラ、前ニ考ヘマシタヤウナ案ノヤウニナルノデアリマス、此處ハ一ツ能ク其點ヲ御諒承ヲ願ヒマス、吾々モ御趣旨ノアル所ハ能ク分リマス、色々ノ外國ノ例モ考ヘ、又英米ノ法系ノ方ニモ及バズナガラ多少攻究致シテ見リデアリマス、其關係ハサウ御諒承ヲ

願ヒタイト思ヒマス、先程板谷サンノ仰セ、及び植原サンノ次ノ仰セガ多分其處ニ關係ガアルヤウニ想像致シマスガ、全體ノ債務者ヲ、如何ニシテ早ク負擔ヲ輕クスルカト云フヤウナ御趣旨ニ付キマシテハ、私共モ頗ル同感デアリマシテ、先程御舉グニナリマシタ通り、六十二億ノ現在ニモ存在シテ居リマス其中カラ、無論抵當證券等ハ想像シテ規定シテ居リマセス、財團トカ云フヤウナモノモゴザイマスカラ、ソレ等ノモノヲ差引イテ見マシテモ、尙且是ハ此間差上ゲマシタヤウニ、五十億近クノモノガアル譯デアリマス、ソレガ先程言ハレマシタ通り、抵當權ノ利用サレル部分ト、サレナイ部 分ト約半々ニナツテ居リマスカラ、此半分ノ方面ニ付テモ、餘程考ヘナケレドナラスト云フコトヲ、申上ゲタ次第デアリマス、現在既ニ出テ居ルモノニ付テ、如何ニシテ之ヲヤツテ行ッタラ宣イカト云フヤウナコトニ付テモ、吾々ハ頭ヲ惱マシテ居ル次第デアリマス、是ハドウシテモ、將來不動產金融機關ト云フモノハ、益改善ノ途ヲ遂ゲテ行カナケレバナラスト云フ風ノ御趣旨ニ付テハ、全ク私ハ同感デアリマス、如ニ片付ケルト云フガ如キコトハ、事務

當局ノ側カラ見マシテハ、中々サウ云
フ名案ガ出ナイノデアリマス、併ナガ
ラ是モ是非片付ケルヤウニシナケレバ
ナラヌト云フコトデ、勸業銀行法ニ改
正ヲ加ヘマシタ、ソレハ抵當證券法ニ
是ヨリ手取早ク、サウ云フ風ナ方法ニ
相竝ンデ、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、寧ロ
依ツテヤリ得ルト云フコトヲ認メマシ
タ次第アリマス、ソレニ致シマシテ
モ、先程板谷サンノ仰セノ通り、元ノ
債務者ヲ何故早ク救濟シナイカト云フ
御議論、勿論ソレハ漸次ニ色々ナ經濟
上ノ効キデ以テ、其處マデ行キ得ルコ
トヲ希望シ、サウサセタイト思ッテ居
リマスガ、今此法案ヲ前ニ置イテ、何
故其モノ、利息ヲ下ゲルヤウニシナイ
カト云フコトニ付テハ、ドウモ今直ニ
元々ノ元債務者ノ利息マデモ、直ニ變
ヘ得ルト云フヤウナ案ニハナッテ居リ
マセヌ、其點ハ一面カラ見マスレバ、
洵ニ遺憾デアリマスケレドモ、總テ成
立シテ居リマス、債權、債務ノ状態ヲ、
而モ斯ノ如キ巨額ノモノヲ一寸ノ考ヘ
方デ直グニ之ヲ改メルト云フコトハ、
如何ニシテモ私ノ方ノ案カラ出マセヌ
カラ、御希望ノ點ニ付テハ、十分吾々
モ同ジャウナ目標デ居リマスケレド
モ、如何センソレハ出來マセヌト云フ
コトデ、漸次ニサウ云フ風ノ方向ニ向
ケタイト云フコトデ御答スルヨリ外

ニ途ガアリマセヌ

○植原悅二郎君 能ク御趣意ノコトハ

分リマシタ、私共モ全體ノ不動産ヲ證券化スルト云フコトハ、今中々行ハレ

ナイカラ、ソレハ考慮ノ中ニ入レナカ

ツタ、隨テ次ニ考慮シタ問題ハ、ドウシテモ債權ト云フモノガ存在シナイ以上

ハ、抵當證券ト云フモノノハ成立タナ

イ、其爲ニ此案ガ出タノダ、御苦心ノ程ハ能ク分リマシタ、唯私共ノ問題ト

シテ居ル點ニ、ソレダケデハマダ御答

ニナラナインデアリマス、何故カナラ

バ、既ニ債權ヲ負ウテ居ル不動產デア

ルナラバ、抵當證券ノ發行ガ出來ル性質ヲ帶ビテ居ルモノダト云フ、ソレナ

ラバ債權者ガ同意シサヘスレバ、債務者ガ申請シテ之ヲ發行シテイケナイト

云フ理由ニハナラナイデヤナイカト云

フノデス、既ニ其物權其モノハ、債權ヲ負ウテ、抵當證券ヲ發行スベキ性質ヲ帶ビテ居ルモノダト云フ、ソレヲ此法案ニ依レバ、債權者ノミガ申請シテ、其證券ヲ發行シ得ルコトニナッテ居ル、然ルニ債務者ガ債權者ノ同意ヲ得テ申請スル場合、債務者デモ之ヲ發行スルコトハ、此抵當證券ノ根本ノ性質ヲ害スルコトハナイデヤナイカ、ソレガ何故出來ナイカ、其出來ナイト云フ理由ガアルナラバ伺ヒタイト云フノ

○大久保政府委員 其點ニ付テ、先程

御答申上ゲタ積リデハ居リマシタガ

ト、從タル擔保物權トハ相關聯シテ居

リマスカラ、ソレデ債權者ハ出セル

モウ一遍申上ゲマセウ、要スルニ債權

ト、斯ウ申上ゲタ譯デアリマス、所ガ

債務者ハ、何ガ故ニ債權者ト相談シテ

出セナイカト云フ仰セデスケレドモ、

債務者ハ既ニ持ツテ居ル抵當權ト云フ

モノハ債權者ノ擔保ニナッテ居ル

スカラ、債務者ガ出サウト思ッテモ、

抵當權ト云フモノハ債權者ノ附隨ニナ

コトハ、二番抵當ヲ拝ヘルカ、若クハ

地券ト云フヤウナモノヲ想像シナケレ

バ、私共トシテハ理論上、直チニ此抵

當證券ノ問題ハ出テ來ナイヤウニ思ヒ

マス

○植原悅二郎君 ソレ故ニ債權者ノ同

意ト云フコトガアル、債權者ノ同意ヲ

シテ居ルモノダト云フ、ソレヲ此

法案ニ依レバ、債權者ノミガ申請シ

テ、其證券ヲ發行シ得ルコトニナッテ

居ル、然ルニ債務者ガ債權者ノ同意ヲ

得テ申請スル場合、債務者デモ之ヲ發

行スルコトハ、此抵當證券ノ根本ノ性

質ヲ害スルコトハナイデヤナイカ、ソ

レガ何故出來ナイカ、其出來ナイト云

フ理由ガアルナラバ伺ヒタイト云フノ

○大久保政府委員 今ノ御趣旨ノ事柄

ヲ私ガ諒解致シマス點ニ於テ、成程債

權者ノ同意ヲ經レバ、宜イデハナイ

カ、ソレニ依ツテ一つノ物權ガ證券化

スルコトニナル、債權者ガ同意スレバ

本ノ觀念トシテハ其方ガ債權、債務兩

者ノ便宜ヲ得ル爲ニナルデヤナイカ、

セガナイ譯ナンデゴザイマス、アナタ

ニ設定致シマシタ以上ハ、債務者トシ

テハ、幾ラ債權者ノ同意ヲ得テモ持合

リマシテ、政府當局ニ於カレマシテモ、

モ

ル場合デアル、債權債務ノ兩者ガアッ

ト、初メテ茲ニ問題ガ起ルノダカラ、

ナッテ居リマスカラ、ソレハ持合セガ

ト、從タル擔保物權トハ相關聯シテ居

リマスカラ、ソレデ債權者ハ出セル

モウ一遍申上ゲマセウ、要スルニ債權

ト、斯ウ申上ゲタ譯デアリマス、所ガ

債務者ハ、何ガ故ニ債權者ト相談シテ

出セナイカト云フ仰セデスケレドモ、

債務者ハ既ニ持ツテ居ル抵當權ト云フ

モノハ債權者ノ擔保ニナッテ居ル

スカラ、債務者ガ出サウト思ッテモ、

抵當權ト云フモノハ債權者ノ附隨ニナ

コトハ、二番抵當ヲ拝ヘルカ、若クハ

地券ト云フヤウナモノヲ想像シナケレ

バ、私共トシテハ理論上、直チニ此抵

當證券ノ問題ハ出テ來ナイヤウニ思ヒ

マス

○板谷委員 只今大久保政府委員ハ、

想像シタル債權ニ依ツテ、所有者ニ抵

權、債務ト云フ點カラ、サウ仰シヤル

ナラバ、債權者債務者均等ト云フコト

カラ、兩者トモ出シ得ルト云フノガ公

ト私ガ諒解致シマス點ニ於テ、成程債

權者ノ同意ヲ經レバ、宜イデハナイ

カ、ソレニ依ツテ一つノ物權ガ證券化

スルコトニナル、債權者ガ同意スレバ

本ノ觀念トシテハ其方ガ債權、債務兩

者ノ便宜ヲ得ル爲ニナルデヤナイカ、

セガナイ譯ナンデゴザイマス、アナタ

ニ設定致シマシタ以上ハ、債務者トシ

テハ、幾ラ債權者ノ同意ヲ得テモ持合

リマシテ、政府當局ニ於カレマシテモ、

リマシテ、政府當局ニ於カレマシテモ、

リマシテ、政府當局ニ於カレマシテモ、

リマシテ、政府當局ニ於カレマシテモ、

リマシテ、政府當局ニ於カレマシテモ、

リマシテ、政府當局ニ於カレマシテモ、

リマシテ、政府當局ニ於カレマシテモ、

モ

上ニ私實ハ案ガナインデアリマス、併

シ一步進ンデ經濟上ノ御議論トシテハ

ナレバ、又考ヘラレスコトモナイカモ

地券ヲ考ヘルトカ、何トカ云フコトニ

ナレバ、又考ヘラレスコトモナイカモ

シ一步進ンデ經濟上ノ御議論トシテハ

ナレバ、又考ヘラレスコトモナイカモ

地券ヲ考ヘルトカ、何トカ云フコトニ

ノ預リ人ニナラナケレバ、運轉資金ガ出テ來ナイ、其場合ニ不動産銀行ハドウ云フ立場ヲ取ルノデアリマスカ、證券デ輾轉シテ、裏書シテアリマスカラ、新シイ證券デモウ一遍來テモ、融通シナイト云フコトニナリマスカ

○大久保政府委員 只今ノハ個々ノ問題デアリマスカラ、此處デ概括的ニ申上兼ネマス、概括トシテハ今日負擔ヲ背負ッテ居ル土地デモ、現在ノ法律デモ其借替ノ場合ハ出來ルコトニナッテ居リマス、漸次サウ云フモノニシテ行クベキ筈ト考ヘマス、箇々ノ問題ニ付テ此處デ申上グルコトハ出來マセヌ

○板谷委員 吾々ノ質問ニ對シテ、政府ノ御答辯ガ不満足デアリマシテ、之ニ關聯シタ質疑ハモウ暫ク保留ノ御許シヲ願ツテ置キタイト思フノデアリマス、尙ホ重要ナ問題ニ付テ三四點質問シタイト思フノデアリマスガ、モウ時間モアリマセヌガ、午後ニ致シマスカ、マダ三四點最モ重大ナ問題ニ付テ御尋シタイ、デ審議ハ出來ルダケ吾々モ誠意ヲ以テ、熱心ニ早メルコトニ努力致シマス

○荒川委員長 只今ノ問題ハ、根本的ニ此證券制度ヲ認メルカ否カト云フコトニナルノデス(「イヤサウヂヤアリマセス」ト呼フ者アリ)ソレナラバ抵當權ト云フモノヲ本トシテ、サウシテ其抵

當債權者カラ勧イテ行クノガ當リ前コトニナレバ、此抵當證券法ノ根本ヲウニ三ハ重要ナル御質疑ガアルサウデアリマスカラ、午後一時カラ委員會ヲ續行スルコトニシテ、是デ休憩致シマス、ドウゾ一時ニハ皆サン御來會ヲ願ヒマス

午後零時十分休憩

午後一時四十九分開議

○荒川委員長 是ヨリ休憩前ニ引續キ委員會ヲ續行シマス、本日ノ會議ハ此程度ニ止メテ置キマス、而シテ明日三日前十時ヨリ質疑ノ殘ヲ續行致シテ質問ヲ終了致シ、次デ無盡業法改正案ノ質疑ヲ致シマス、越エテ四日午後一時開會本委員會ノ繫屬各案ノ討議決定ヲ致シ五日ノ本會議ニ報告スルコトニ皆様ノ申合セニ依ツテ決定致シマス、今日ハ之ニテ散會致シマス

午後一時五十分散會